

令和5年度第5回野田市老人福祉計画及び
介護保険事業計画推進等委員会

日 時 令和6年 1月24日(水)
午後1時30分
場 所 野田市役所 8階大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

<審議事項>

(1) 第9期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画(野田市シルバープラン)の策定
について

① パブリック・コメント手続の結果について

② 介護保険料の設定について

<報告事項>

(2) 野田市虐待防止条例の制定について

4 そ の 他

パブリック・コメント手続の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

第9期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（野田市シルバープラン）（素案）

2 意見の募集期間

令和5年12月5日（火曜日）から令和6年1月5日（金曜日）まで

3 意見の募集結果

①提出者数・意見数	1人	1件
②提出方法	直接持参	1人 1件
	郵送	0人 0件
	FAX	0人 0件
	Eメール	0人 0件
③政策等に反映した意見		1件

4 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
1	<p>第5章8（2）法人後見事業の推進の課題に追記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二期成年後見制度利用基本計画（令和4年3月25日閣議決定）によると、その「（1）優先して取組む事項」として第1番目に「任意後見制度の利用促進」が記載されている。 ・「…本人の意思の反映・尊重という観点から、法定後見制度より本人の意思の反映が出来る任意後見制度が積極的に活用される必要がある。」とある。 ・「市町村・中核機関は、周知・相談のしくみづくりを中心に役割を発揮することになる。」が、野田市の計画にも「任意後見制度の利用促進」の一文があった方がよい。 	<p>成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度がありますが、いずれの後見制度についても重要性を認識しており、広報・利用促進を進めることについて、併せて成年後見制度の利用促進に記載いたします。</p>	<p>修正有り</p>

介護保険料の設定について

これまでの当委員会の審議を踏まえ、地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を用い、第9期計画期間における介護保険料を推計しましたので、当委員会の了承を得るものです。

1 介護保険料推計の考え方

介護保険料は、第9期計画期間（令和6年度から8年度まで）の高齢者人口の推計をもとに、要介護等認定者数を推計し、各介護サービス等の給付費等を推計します。

その後、各介護サービス等の給付費に対し、野田市及び近隣市における介護保険施設等の整備計画に基づく需要増の見込みや療養病床からの受け皿分などを反映させます。

以上の推計により積算された標準給付見込額等に対する第1号被保険者負担分相当額（標準給付見込額等の23%）に、第1号調整交付金負担額や保険者機能強化推進交付金等の交付見込額、介護保険給付費準備基金取崩し額を見込んだ介護保険料収納必要額に対して、介護保険料収納率などを加味し、所得段階に応じた第1号被保険者数により介護保険料を算定します。

2 第9期計画期間における介護保険料

第9期計画期間の介護保険料は、地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能により、保険料月額基準額が5,500円と推計されましたが、介護保険給付費準備基金の残高見込額35,010千円のうち17,000千円を取り崩すことで、10円の引き下げを図り、保険料月額基準額を第8期計画期間の5,190円から300円増の5,490円と設定します。

- ※ 介護保険料の積算過程は、別添資料「第9期計画期間における介護保険料の試算案」を参照。
- ※ 段階別の介護保険料については、別添資料「第9期介護保険料段階表（案）」を参照。
- ※ 介護保険料積算根拠となる、各介護サービス等の給付見込額は、別添「第9期野田市シルバープラン 第6章 介護サービスの目標量と事業費の見込み」を参照。

第9期計画期間における介護保険料の試算案

●第9期期間の介護保険料の増額要素

内 容	増減額	基準月額
第8期シルバープラン基準月額（最終）		5,190円
第7期期間の準備基金追加取崩し（534,112千円）	299円	5,489円
小計	299円	
第9期試算たたき台⇒第8期シルバープラン基準月額（基金等取崩し前）		5,489円
自然増等	55円	5,544円
療養病床からの介護施設の受け皿分	12円	5,556円
特別養護老人ホーム新設見込分（近隣市）	1円	5,557円
看護小規模多機能型居宅介護新設見込分	11円	5,568円
介護報酬改定（+1.59%）	73円	5,641円
所得段階及び負担割合の変更	▲ 94円	5,547円
保険者機能強化推進交付金等の見込額	▲ 47円	5,500円
第9期シルバープランの基準月額計算結果		5,500円

●第8期期間の準備基金取崩し額による介護保険料月額基準額の変動

基準額(案)	取崩し額	基金残額	基金残額割合
5,490円	17,000千円	35,010千円	49%

●保険料の推移

1期	2期	3期	4期	5期
2,525円	2,767円	3,725円	3,600円	4,092円

6期	7期	8期	9期
5,000円	5,190円	5,190円	5,490円

増額	増加率
300円	5.8%

●第8期における介護保険給付費準備基金の推移

令和3年度	令和4年度	令和5年度
460,046千円	285,348千円	35,010千円

※令和5年度は見込額

第9期介護保険料段階表(案)

	9期				
	対象	被保険者数	負担割合	月額	年額
第1段階	生活保護受給者及び市民税世帯全員非課税で老齢福祉年金受給者または市民税世帯全員非課税で課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	7,262	0.455 (0.285)	2,498 (1,565)	30,000 (18,800)
第2段階	市民税本人非課税で課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え、120万円以下の人	3,766	0.55 (0.35)	3,020 (1,922)	36,200 (23,100)
第3段階	市民税本人非課税で課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える人	3,354	0.655 (0.65)	3,596 (3,569)	43,200 (42,800)
第4段階	市民税本人非課税であるが世帯課税で課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	6,283	0.9	4,941	59,300
第5段階	市民税本人非課税であるが世帯課税で課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える人	7,327	基準額 1.0	5,490	65,900
第6段階	市民税課税者かつ合計所得金額が120万円未満	7,565	1.2	6,588	79,100
第7段階	市民税課税者かつ合計所得金額が120万円以上210万円未満	7,302	1.3	7,137	85,600
第8段階	市民税課税者かつ合計所得金額が210万円以上320万円未満	3,549	1.5	8,235	98,800
第9段階	市民税課税者かつ合計所得金額が320万円以上420万円未満	1,379	1.7	9,333	112,000
第10段階	市民税課税者かつ合計所得金額が420万円以上520万円未満	565	1.9	10,431	125,200
第11段階	市民税課税者かつ合計所得金額が520万円以上620万円未満	262	2.1	11,529	138,300
第12段階	市民税課税者かつ合計所得金額が620万円以上720万円未満	189	2.3	12,627	151,500
第13段階	市民税課税者かつ合計所得金額が720万円以上800万円未満	91	2.4	13,176	158,100
第14段階	市民税課税者かつ合計所得金額が800万円以上900万円未満	102	2.5	13,725	164,700
第15段階	市民税課税者かつ合計所得金額が900万円以上1000万円未満	60	2.6	14,274	171,300
第16段階	市民税課税者かつ合計所得金額が1000万円以上1250万円未満	104	2.7	14,823	177,900
第17段階	市民税課税者かつ合計所得金額が1250万円以上1500万円未満	65	2.8	15,372	184,500
第18段階	市民税課税者かつ合計所得金額が1500万円以上1750万円未満	47	2.9	15,921	191,100
第19段階	市民税課税者かつ合計所得金額が1750万円以上2000万円未満	28	3.0	16,470	197,600
第20段階	市民税課税者かつ合計所得金額が2000万円以上	169	3.1	17,019	204,200

※ () 内は低所得者保険料軽減後の保険料額

第8期介護保険料段階表(参考)

	対象	負担割合	8期	
			月額	年額
第1段階	生活保護受給者及び市民税世帯全員非課税で老齢福祉年金受給者または市民税世帯全員非課税で課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	0.5 (0.3)	2,595 (1,557)	31,100 (18,700)
第2段階	市民税本人非課税で課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え、120万円以下の人	0.6 (0.35)	3,114 (1,817)	37,400 (21,800)
第3段階	市民税本人非課税で課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える人	0.7 (0.65)	3,633 (3,374)	43,600 (40,500)
第4段階	市民税本人非課税であるが世帯課税で課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	0.88	4,567	54,800
第5段階	市民税本人非課税であるが世帯課税で課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える人	基準額 1.0	5,190	62,300
第6段階	市民税課税者かつ合計所得金額が120万円未満	1.1	5,709	68,500
第7段階	市民税課税者かつ合計所得金額が120万円以上160万円未満	1.2	6,228	74,700
第8段階	市民税課税者かつ合計所得金額が160万円以上200万円未満	1.3	6,747	81,000
第9段階	市民税課税者かつ合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.5	7,785	93,400
第10段階	市民税課税者かつ合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.7	8,823	105,900
第11段階	市民税課税者かつ合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.8	9,342	112,100
第12段階	市民税課税者かつ合計所得金額が500万円以上600万円未満	1.9	9,861	118,300
第13段階	市民税課税者かつ合計所得金額が600万円以上700万円未満	2.0	10,380	124,600
第14段階	市民税課税者かつ合計所得金額が700万円以上800万円未満	2.1	10,899	130,800
第15段階	市民税課税者かつ合計所得金額が800万円以上900万円未満	2.2	11,418	137,000
第16段階	市民税課税者かつ合計所得金額が900万円以上1000万円未満	2.3	11,937	143,200
第17段階	市民税課税者かつ合計所得金額が1000万円以上1500万円未満	2.4	12,456	149,500
第18段階	市民税課税者かつ合計所得金額が1500万以上	2.5	12,975	155,700

※ () 内は低所得者保険料軽減後の保険料額

第 6 章

介護サービスの目標量と 事業費の見込み

第6章 介護サービスの目標量と事業費の見込み

1 介護サービスの目標量

(1) 居宅・地域密着型・施設サービス目標量

居宅・地域密着型・施設サービスの目標量は以下のとおりです。

■居宅サービス目標量

区分	単位	第9期目標量			令和 22年度
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
訪問介護 (ホームヘルプ)	回/年	330,254	353,227	382,571	455,591
訪問入浴介護	回/年	7,084	7,835	8,412	9,629
訪問看護	回/年	26,942	28,681	30,131	35,868
訪問リハビリテーション	回/年	27,270	28,814	29,924	35,550
居宅療養管理指導	人/年	14,040	15,492	16,500	19,728
通所介護 (デイサービス)	回/年	202,764	208,222	218,959	264,462
通所リハビリテーション (デイケア)	回/年	57,206	60,856	64,607	77,988
短期入所生活介護 (ショートステイ)	日/年	71,539	76,931	83,929	102,166
短期入所療養介護 (老健ショートステイ)	日/年	2,965	3,157	3,431	3,826
短期入所療養介護 (病院等)	日/年	0	0	0	0
短期入所療養介護 (介護医療院)	日/年	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	人/年	2,448	2,604	2,736	3,396
福祉用具貸与	人/年	32,328	33,780	35,700	42,852
特定福祉用具購入	人/年	456	492	504	600
住宅改修	人/年	372	396	432	504
居宅介護支援 (ケアマネジメント)	人/年	45,024	46,212	48,144	57,876

■地域密着型サービス目標量

区分	単位	第9期目標量			令和 22年度
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/年	204	216	240	300
夜間対応型訪問介護	人/年	0	0	0	0
地域密着型通所介護 (小規模デイサービス)	回/年	60,421	65,048	69,126	83,033
認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)	回/年	2,257	2,288	2,416	3,032
小規模多機能型居宅介護	人/年	204	216	252	312
認知症対応型共同生活介護 (認知症グループホーム)	人/年	1,080	1,128	1,176	1,500
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/年	276	288	300	396
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)	人/年	600	600	600	888
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	人/年	360	696	696	960

■介護保険施設サービス目標量

区分	単位	第9期目標量			令和 22年度
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
介護老人福祉施設	人/年	10,032	10,044	10,056	14,688
介護老人保健施設	人/年	4,836	4,848	4,848	6,672
介護医療院	人/年	384	384	384	576

(2) 介護予防・介護予防地域密着型サービス目標量

介護予防・介護予防地域密着型サービスの目標量は以下のとおりです。

■介護予防サービス目標量

区分	単位	第9期目標量			令和 22年度
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
介護予防訪問入浴介護	回/年	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回/年	1,769	1,885	1,930	2,063
介護予防訪問リハビリテーション	回/年	2,942	3,324	3,324	3,528
介護予防居宅療養管理指導	人/年	960	972	1,008	1,092
介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	人/年	2,028	2,064	2,124	2,268
介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	日/年	677	677	737	797
介護予防短期入所療養介護（老健ショートステイ）	日/年	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	日/年	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	日/年	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	人/年	372	384	384	420
介護予防福祉用具貸与	人/年	8,028	8,316	8,592	9,240
特定介護予防福祉用具購入	人/年	72	72	72	84
介護予防住宅改修	人/年	240	228	252	264
介護予防支援（ケアマネジメント）	人/年	10,056	10,440	10,896	11,700

■介護予防地域密着型サービス目標量

区分	単位	第9期目標量			令和22年度
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）	人／年	12	12	12	12
介護予防認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）	回／年	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人／年	0	0	0	0

(3) 日常生活支援総合事業サービス目標量

日常生活支援総合事業サービスの目標量は以下のとおりです。

■日常生活支援総合事業サービス目標量

区分	単位	第9期目標量			令和22年度
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
訪問介護相当サービス	人／年	3,720	3,792	3,900	3,936
通所介護相当サービス	人／年	6,804	6,924	7,104	6,900
介護予防ケアマネジメント	人／年	5,424	5,388	5,388	3,708

2 介護サービスの基盤整備

(1) 地域密着型サービスの整備目標量

地域密着型サービスの整備目標量は以下のとおりです。

■地域密着型サービス整備目標量

(単位：個所・人)

地区	区分	第8期末 整備数	第9期整備計画				第9期末 整備数
			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	計	
全体	定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	数量	1				1
		人数	60				60
	夜間対応型訪問介護	数量					
		人数					
	地域密着型通所介護 (小規模デイサービス)	数量	21				21
		人数	269				269
	認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)	数量	2				2
		人数	24				24
	小規模多機能型居宅介護	数量	1				1
		人数	25				25
	認知症対応型共同生活介護 (認知症グループホーム)	数量	7				7
		人数	90				90
	地域密着型特定施設入居者生活 介護	数量	1				1
		人数	27				27
	地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)	数量	2				2
		人数	49				49
	看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	数量	1		1	1	2
		人数	29		29	29	58
中央・ 東部地区	定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	数量	1				1
		人数	60				60
	夜間対応型訪問介護	数量					
		人数					
	地域密着型通所介護 (小規模デイサービス)	数量	8				8
		人数	105				105
	認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)	数量	1				1
		人数	12				12
	小規模多機能型居宅介護	数量					
		人数					
	認知症対応型共同生活介護 (認知症グループホーム)	数量	3				3
		人数	27				27
	地域密着型特定施設入居者生活 介護	数量	1				1
		人数	27				27
	地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)	数量	2				2
		人数	49				49
	看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	数量					
		人数					

地区	区分		第8期末 整備数	第9期整備計画				第9期末 整備数
				令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	計	
南部・福田地区	定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	数量						
		人数						
	夜間対応型訪問介護	数量						
		人数						
	地域密着型通所介護 (小規模デイサービス)	数量	10				10	
		人数	118				118	
	認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)	数量	1				1	
		人数	12				12	
	小規模多機能型居宅介護	数量	1				1	
		人数	25				25	
認知症対応型共同生活介護 (認知症グループホーム)	数量	2				2		
	人数	27				27		
地域密着型特定施設入居者生活 介護	数量							
	人数							
地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)	数量							
	人数							
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	数量							
	人数							
北部・川間地区	定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	数量						
		人数						
	夜間対応型訪問介護	数量						
		人数						
	地域密着型通所介護 (小規模デイサービス)	数量	3				3	
		人数	46				46	
	認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)	数量						
		人数						
	小規模多機能型居宅介護	数量						
		人数						
認知症対応型共同生活介護 (認知症グループホーム)	数量	1				1		
	人数	18				18		
地域密着型特定施設入居者生活 介護	数量							
	人数							
地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)	数量							
	人数							
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	数量							
	人数							

地区	区分		第8期末 整備数	第9期整備計画				第9期末 整備数
				令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	計	
関宿地区	定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	数量						
		人数						
	夜間対応型訪問介護	数量						
		人数						
	地域密着型通所介護 (小規模デイサービス)	数量						
		人数						
	認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)	数量						
		人数						
	小規模多機能型居宅介護	数量						
		人数						
	認知症対応型共同生活介護 (認知症グループホーム)	数量	1				1	
		人数	18				18	
地域密着型特定施設入居者生活 介護	数量							
	人数							
地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)	数量							
	人数							
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	数量	1				1		
	人数	29				29		

※看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）については、第9期期間中に1か所の整備計画として
いるが、整備区域が中央・東部地区又は南部・福田地区であり未定であるため記載していません。

(2) 施設整備の目標量

施設整備の目標量は以下のとおりです。

■施設整備目標量

(単位：人)

区分		第8期末 整備数	第9期整備計画				第9期末 整備数
			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	計	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	人数	841					841
介護老人保健施設	人数	424					424
介護医療院	人数	52					52
特定施設入居者生活介護	人数	175					175

※養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては、第9期整備計画はありません。

3 第9期介護保険給付費等の見込額の推計

(1) 第8期計画の保険財政

第8期計画期間の保険財政の運営状況（保険給付費に係る部分については、利用者負担は含まない。）は以下のとおりです。

■第8期事業計画の保険給付費総括表

（単位：千円）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	3か年合計	
居宅サービス (介護予防サービスを含む。)	計画額	5,142,948	5,440,166	5,708,019	16,291,133	
	決算額	5,135,682	5,398,082	5,731,878	16,265,642	
	差引き	7,266	42,084	▲ 23,859	25,491	
地域密着型サービス (介護予防サービスを含む。)	計画額	1,053,157	1,106,582	1,152,851	3,312,590	
	決算額	1,023,822	1,042,736	1,073,647	3,140,205	
	差引き	29,335	63,846	79,204	172,385	
施設サービス	計画額	4,693,419	4,724,139	4,789,531	14,207,089	
	決算額	4,303,169	4,348,068	4,317,598	12,968,835	
	差引き	390,250	376,071	471,933	1,238,254	
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	計画額	2,657,990	2,671,675	2,728,524	8,058,189
		決算額	2,686,267	2,691,390	2,706,780	8,084,437
		差引き	▲ 28,277	▲ 19,715	21,744	▲ 26,248
	介護老人保健施設	計画額	1,669,658	1,686,489	1,695,032	5,051,179
		決算額	1,469,149	1,526,054	1,453,517	4,448,720
		差引き	200,509	160,435	241,515	602,459
	介護医療院	計画額	336,100	336,287	336,287	1,008,674
		決算額	137,802	119,865	153,087	410,754
		差引き	198,298	216,422	183,200	597,920
	介護療養型医療施設	計画額	29,671	29,688	29,688	89,047
		決算額	9,951	10,760	4,214	24,925
		差引き	19,720	18,928	25,474	64,122
その他給付費	計画額	718,174	707,922	738,114	2,164,210	
	決算額	720,012	659,182	660,105	2,039,299	
	差引き	▲ 1,838	48,740	78,009	124,911	
	高額介護サービス費等給付額	計画額	285,571	300,793	319,767	906,131
		決算額	282,952	277,635	287,678	848,265
		差引き	2,619	23,158	32,089	57,866
	高額医療合算介護サービス費等給付額	計画額	37,793	40,172	42,551	120,516
		決算額	34,138	32,058	36,999	103,195
		差引き	3,655	8,114	5,552	17,321
	特定入所介護サービス費等給付額 (資産等勘案調整後)	計画額	386,210	358,151	366,783	1,111,144
		決算額	394,009	340,134	325,677	1,059,820
		差引き	▲ 7,799	18,017	41,106	51,324
	審査支払手数料	計画額	8,600	8,806	9,013	26,419
		決算額	8,912	9,354	9,752	28,018
		差引き	▲ 312	▲ 548	▲ 739	▲ 1,599
地域支援事業費	計画額	527,009	591,697	607,021	1,725,727	
	決算額	523,968	535,042	566,391	1,625,401	
	差引き	3,041	56,655	40,630	100,326	
合計	計画額	12,134,707	12,570,506	12,995,536	37,700,749	
	決算額	11,706,653	11,983,110	12,349,618	36,039,381	
	差引き	428,054	587,396	645,918	1,661,368	

※令和5年度は見込み ※千円単位のため、合計と一致しない場合があります。(以下同様)

(2) 年度別の介護保険給付費見込額

制度改正の影響等を踏まえて推計した令和6年度から令和8年度までの介護保険給付費の見込額及び令和22年度の中長期的見通しは以下のとおりです。

■居宅サービス給付費の見込額

(単位：千円)

区 分	第9期目標量			令和 22年度
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
訪問介護（ホームヘルプ）	870,830	928,905	1,003,722	1,196,295
訪問入浴介護	79,361	87,911	94,393	107,957
訪問看護	170,280	181,387	190,598	226,669
訪問リハビリテーション	63,488	67,091	69,667	82,742
居宅療養管理指導	166,513	183,911	195,877	233,674
通所介護（デイサービス）	1,618,492	1,668,400	1,759,507	2,124,887
通所リハビリテーション （デイケア）	436,892	466,575	496,805	599,832
短期入所生活介護 （ショートステイ）	591,103	637,727	696,306	846,738
短期入所療養介護 （老健ショートステイ）	30,415	32,537	35,237	39,023
短期入所療養介護 （病院等）	0	0	0	0
短期入所療養介護 （介護医療院）	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	471,510	500,851	526,216	654,744
福祉用具貸与	483,517	507,695	540,003	645,849
特定福祉用具購入	15,014	16,345	16,713	19,864
住宅改修	35,658	38,310	41,582	48,368
居宅介護支援 （ケアマネジメント）	668,629	688,882	718,959	864,711
合計	5,701,702	6,006,527	6,385,585	7,691,353
令和6年度～8年度			18,093,814	—

■地域密着型サービス給付費の見込額

(単位：千円)

区 分	第9期目標量			令和 22年度
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	36,404	38,841	43,194	53,423
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護 (小規模デイサービス)	447,969	486,322	518,564	621,939
認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)	17,596	17,859	18,943	23,874
小規模多機能型居宅介護	45,593	48,689	57,708	71,322
認知症対応型共同生活介護 (認知症グループホーム)	246,771	258,310	269,374	344,412
地域密着型特定施設入居者生活 介護	51,364	53,379	55,328	74,320
地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)	156,189	156,387	156,387	232,467
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	47,503	88,551	90,961	122,300
合計	1,049,389	1,148,338	1,210,459	1,544,057
令和6年度～8年度	3,408,186			—

■介護保険施設サービス給付費の見込額

(単位：千円)

区 分	第9期目標量			令和 22年度
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
介護老人福祉施設	2,748,340	2,754,921	2,758,276	4,044,575
介護老人保健施設	1,474,036	1,479,767	1,479,767	2,042,871
介護医療院	159,522	159,723	159,723	239,820
合計	4,381,898	4,394,411	4,397,766	6,327,266
令和6年度～8年度	13,174,075			—

■介護予防サービス給付費の見込額

(単位：千円)

区 分	第9期目標量			令和 22年度
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	9,279	9,978	10,229	10,983
介護予防訪問リハビリテーション	7,083	8,014	8,014	8,504
介護予防居宅療養管理指導	8,425	8,541	8,857	9,599
介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	75,243	76,412	78,522	84,744
介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)	5,152	5,158	5,618	6,077
介護予防短期入所療養介護 (老健ショートステイ)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	28,454	29,542	29,542	32,698
介護予防福祉用具貸与	58,880	60,983	63,010	67,779
特定介護予防福祉用具購入	2,330	2,330	2,330	2,708
介護予防住宅改修	27,990	26,633	29,413	30,835
介護予防支援 (ケアマネジメント)	49,318	51,267	53,504	57,441
合計	272,154	278,858	289,039	311,368
令和6年度～8年度	840,051			—

■地域密着型介護予防サービス給付費の見込額

(単位：千円)

区 分	第9期目標量			令和 22年度
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
介護予防認知症対応型共同生活介護 (認知症グループホーム)	2,877	2,880	2,880	2,880
介護予防認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
合計	2,877	2,880	2,880	2,880
令和6年度～8年度	8,637			—

(3) 標準給付費等の見込額の推計

保険料基準額を算定する際の基本数値となる、利用者の自己負担分を除いた標準給付費見込額（B）は、前述の介護給付費合計額（I）と介護予防給付費合計額（II）を合算した総給付費（A）に、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費等の費用、審査支払手数料を加えて算定します。

その結果、標準給付費見込額は、3年間で38,149,136千円となります。

更に、介護予防を推進するため、本計画では標準給付費見込額に地域支援事業費見込額1,682,245千円を加え、介護保険事業費の合計を39,831,382千円として算定しました。

■標準給付見込額

(単位：千円)

区 分	第9期見込額			令和 22年度
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
総給付費（A） 介護給付費合計額（I） +介護予防給付費合計額（II）	11,408,020	11,831,014	12,285,729	15,876,924
居宅サービス	5,973,856	6,285,385	6,674,624	8,002,721
地域密着型サービス	1,052,266	1,151,218	1,213,339	1,546,937
施設サービス	4,381,898	4,394,411	4,397,766	6,327,266
高額介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後）	329,587	344,395	359,360	422,322
高額医療合算介護サービス費等 給付額	39,147	40,848	42,623	50,955
特定入所者介護サービス費等給 付額（財政影響額調整後）	458,192	478,705	499,506	588,097
審査支払手数料	10,220	10,664	11,127	13,302
標準給付見込額（B）	12,245,165	12,705,626	13,198,345	16,951,601
令和6年度～8年度	38,149,136			—

■地域支援事業費見込額

(単位：千円)

区 分	第9期見込額			令和 22年度
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
介護予防・日常生活支援総合事業費	340,504	348,345	358,878	387,391
介護予防・生活支援サービス費	307,639	315,480	326,013	354,526
第1号訪問事業	69,634	71,212	73,382	75,861
第1号通所事業	209,737	216,148	224,454	258,416
介護予防ケアマネジメント	25,795	25,612	25,625	17,525
高額介護予防サービス費相当費用	337	347	360	393
高額医療合算介護予防サービス費 相当費用	198	213	231	463
審査支払手数料	797	805	820	727
その他	1,141	1,141	1,141	1,141
一般介護予防事業	32,865	32,865	32,865	32,865
包括的支援事業費	173,652	193,652	193,652	193,652
包括的支援事業費（社会保障充実分）	1,800	1,800	1,800	1,800
任意事業費	22,721	22,721	22,721	22,721
地域支援事業費合計	538,677	566,518	577,051	605,564
令和6年度～8年度	1,682,245			—

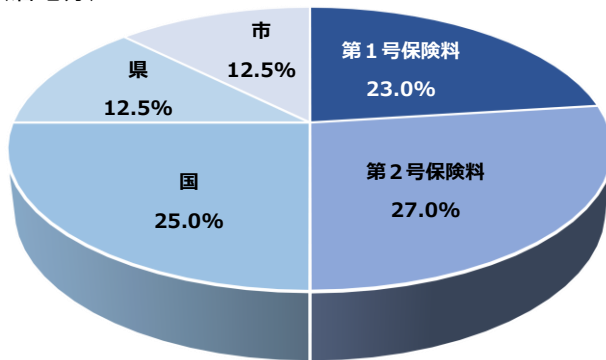
■介護保険事業費見込額

(単位：千円)

区 分	第9期目標量			令和 22年度
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
標準給付見込額（B）	12,245,165	12,705,626	13,198,345	16,951,601
地域支援事業費	538,677	566,518	577,051	605,564
合計	12,783,842	13,272,144	13,775,395	17,557,165
令和6年度～8年度	39,831,382			—

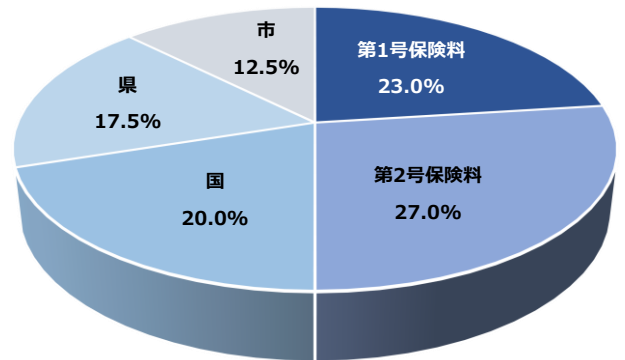
■介護保険の財源構成

介護保険給付費
(居宅分)



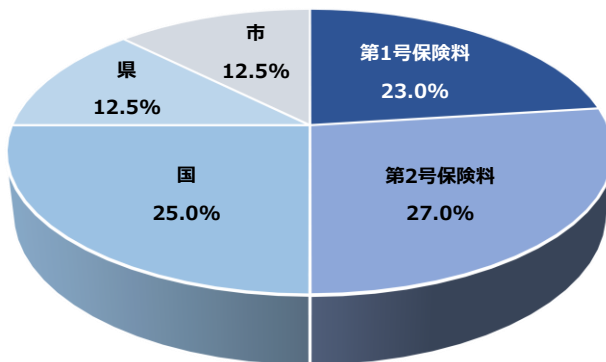
※国25%のうち調整交付金5% (全国平均)

介護給付費
(施設分)



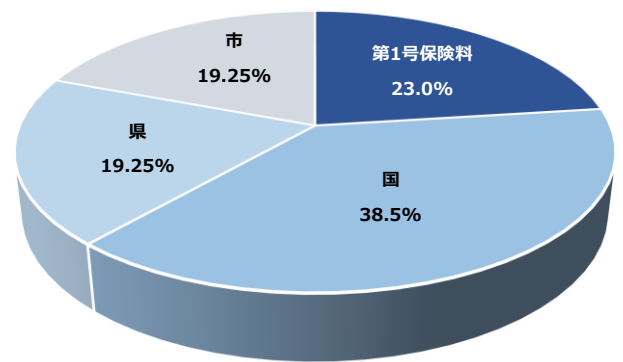
※国20%のうち調整交付金5% (全国平均)

地域支援事業費
(介護予防・日常生活支援総合事業)



※国25%のうち調整交付金5% (全国平均)

地域支援事業費
(包括的支援事業・任意事業分)



4 第9期の介護保険料

第1号被保険者の介護保険料は、第9期計画期間（令和6年度から8年度まで）の標準給付見込額等に対する第1号被保険者負担分相当額（標準給付見込額等の23%）に、第1号調整交付金負担額や保険者機能強化推進交付金等の交付見込額、介護保険給付費準備基金取崩し額を見込んだ介護保険料収納必要額に対して、介護保険料収納率などを加味し、所得段階に応じた第1号被保険者数により算定します。

(1) 第8期事業計画の年度末基金残高 (単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末基金残高	460,046	258,348	35,010

※令和5年度は見込み

(2) 介護保険料収納必要額

第9期の介護保険料収納必要額は、第8期末の介護保険給付費準備基金残高見込額35,010千円のうち17,000千円を取崩し、以下のとおりとなりました。

(単位：千円)

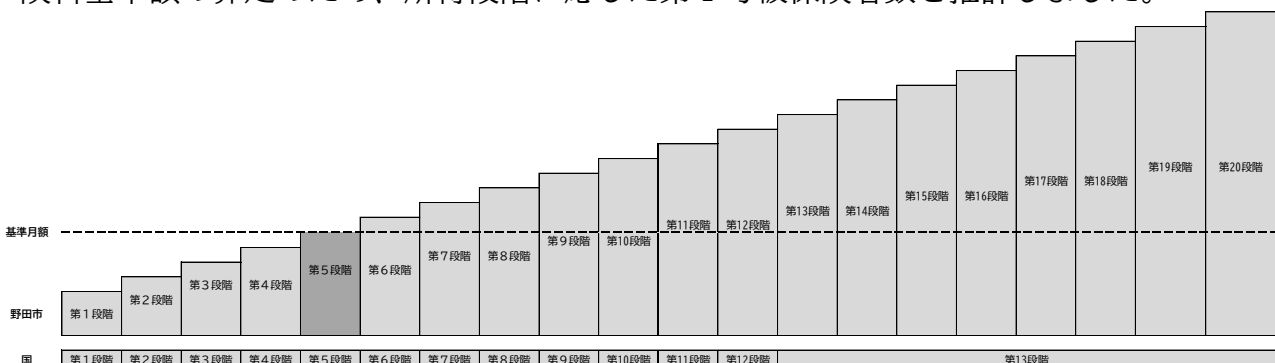
第1号被保険者負担分相当額 (A)	9,161,218
第1号調整交付金負担額 (B) [C - D]	975,167
調整交付金相当額 (C)	1,959,843
調整交付金見込額 (D)	984,676
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 (E)	87,192
介護保険給付費準備基金取崩し額 (F)	17,000
合計(介護保険料収納必要額) [A + B - E - F]	10,032,193

予定保険料収納率	99.55%
----------	--------

(3) 野田市における所得段階

国では、国の定める介護保険料の標準段階を9段階から13段階へ多段階化し、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等を行いました。

野田市では、費用負担の能力に応じたきめ細かな所得段階を設定するため、所得段階等を新たに国が定めた13段階にあわせるとともに、さらに20段階に多段階化し、介護保険料基準額の算定のため、所得段階に応じた第1号被保険者数を推計しました。



■所得段階別被保険者数

(単位：人)

所得段階	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
第1段階	7,262	7,309	7,345	21,916
第2段階	3,766	3,790	3,809	11,365
第3段階	3,354	3,376	3,393	10,123
第4段階	6,283	6,323	6,355	18,961
第5段階	7,327	7,375	7,411	22,113
第6段階	7,565	7,613	7,652	22,830
第7段階	7,302	7,350	7,386	22,038
第8段階	3,549	3,572	3,590	10,711
第9段階	1,379	1,388	1,395	4,162
第10段階	565	569	572	1,706
第11段階	262	264	265	791
第12段階	189	190	191	570
第13段階	91	92	92	275
第14段階	102	102	103	307
第15段階	60	61	61	182
第16段階	104	104	105	313
第17段階	65	66	66	197
第18段階	47	47	47	141
第19段階	28	28	28	84
第20段階	169	170	171	510
合 計	49,469	49,789	50,037	149,295

(4) 第9期の介護保険料基準額の設定について

介護保険給付費準備基金の運用による保険料額の引下げについては、第8期末の基金残高見込額が35,010千円のうち17,000千円を取り崩すことで、保険料算定基準月額10円の引き下げを図りました。

これにより、保険料算定基準月額は5,490円、年額として65,880円となりますが、100円単位に調整して、基準年額は65,900円、実基準月額は5,492円となりました。

○算定基準月額	5,490円	(第8期から	+300円)
○実基準月額	5,492円	(第8期から	+300円)
○基準年額	65,900円	(第8期から	+3,600円)

■20段階における基準額に対する割合

(単位：円)

	対象	負担割合	算定月額	年額	実月額 (参考)
第1段階	老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の者又は生活保護受給者本人及び世帯全員が市民税非課税で「課税年金収入額」+「その他の合計所得金額」が80万円以下の者	0.455 (0.285)	2,498 (1,565)	30,000 (18,800)	2,500 (1,567)
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で「課税年金収入額」+「その他の合計所得金額」が80万円を超えて120万円以下の者	0.55 (0.35)	3,020 (1,922)	36,200 (23,100)	3,017 (1,925)
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で「課税年金収入額」+「その他の合計所得金額」が120万円を超える者	0.655 (0.65)	3,596 (3,569)	43,200 (42,800)	3,600 (3,567)
第4段階	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる者で「課税年金収入額」+「その他の合計所得金額」が80万円以下の者	0.9	4,941	59,300	4,942
第5段階	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる者で「課税年金収入額」+「その他の合計所得金額」が80万円を超える者	1.0	5,490	65,900	5,492
第6段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が120万円未満の者	1.2	6,588	79,100	6,592
第7段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	1.3	7,137	85,600	7,133
第8段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	1.5	8,235	98,800	8,233
第9段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	1.7	9,333	112,000	9,333
第10段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	1.9	10,431	125,200	10,433
第11段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	2.1	11,529	138,300	11,525
第12段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	2.3	12,627	151,500	12,625
第13段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が720万円以上800万円未満の者	2.4	13,176	158,100	13,175
第14段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が800万円以上900万円未満の者	2.5	13,725	164,700	13,725
第15段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の者	2.6	14,274	171,300	14,275
第16段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が1,000万円以上1,250万円未満の者	2.7	14,823	177,900	14,825
第17段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が1,250万円以上1,500万円未満の者	2.8	15,372	184,500	15,375
第18段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が1,500万円以上1,750万円未満の者	2.9	15,921	191,100	15,925
第19段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が1,750万円以上2,000万円未満の者	3.0	16,470	197,600	16,467
第20段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が2,000万円以上の者	3.1	17,019	204,200	17,017

※実月額は、年額を12等分して月額にした額

※カッコ内は令和2年4月からの別枠公費による負担軽減の完全実施による負担割合・負担額

(5) 低所得者の保険料軽減強化について

消費税による公費を投入して低所得者（第1段階から第3段階）の介護保険料の負担割合を下表のとおり軽減します。

■低所得者の介護保険料軽減強化後の介護保険料（第1段階から第3段階のみ）

所得段階	区分	負担割合	年額（円）	月額（円）
第1段階	老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の者又は生活保護受給者本人及び世帯全員が市民税非課税で「課税年金収入額」+「その他の合計所得金額」が80万円以下の者	0.285	18,800	1,565
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で「課税年金収入額」+「その他の合計所得金額」が80万円を超えて120万円以下の者	0.35	23,100	1,922
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で「課税年金収入額」+「その他の合計所得金額」が120万円を超える者	0.65	42,800	3,569

(6) 介護保険料の将来の見込み

第9期野田市シルバープランでは、被保険者数や要介護等認定者数、介護サービス見込量等を推計することにより、第9期計画期間における本市の介護保険事業の推計を行いました。この将来推計に基づき、令和22（2040）年度まで現状から推移したとして試算すると、第14期計画期間（令和21年度から23年度まで）では7,300円台となる見込みです。

野田市虐待防止条例の制定について

市では「野田市虐待防止条例」を制定し、令和6年1月1日に施行されましたのでご報告するものです。

1 条例の特徴

本条例は、児童、高齢者、障がい者、3つの虐待全てに対応するものとなっており、構成において、第1条の目的から第9条の市民の責務まで、共通して制定できる条文については、総則として一つにまとめ、具体的な内容については、各虐待を章ごとに、第2章児童虐待、第3章高齢者虐待、第4章障がい者虐待に分けて、実務の具体的なルールを規定することで、単なる理念ではなく実効性のある条例としております。

2 主な制定内容

(1) 前文

虐待防止条例の制定に至った背景及び市、関係機関、養護者等、施設等関係者、関係団体及び地域社会がその責務及び役割を果たし、連携し、市民の生命及び安全で安心な生活を守るため、本条例を制定することを規定。

(2) 第1章 総則（第1条—第9条）

虐待のない社会を実現するため本条例制定の目的、基本理念並びに市、関係機関、養護者等、施設等関係者、関係団体及び市民の責務等について規定。

(3) 第2章 児童虐待（第10条—第21条）

虐待通告から虐待を受けた児童及び保護者に対する支援までの虐待防止等に係る対応について、市の具体的な取組を規定。妊娠期からの支援及び乳児家庭全戸訪問事業等を活用した虐待の未然防止の取組のほか、児童虐待防止推進月間を設け、関係機関と連携して、必要な広報及び啓発を実施しなければならないことを規定。

(4) 第3章 高齢者虐待（第22条—第35条）

第1節を養護者による高齢者虐待、第2節を養介護施設従事者等による高齢者虐待とし、それぞれ虐待通報から虐待を受けた高齢者及び養護者に対する支援までの虐待防止等に係る対応について、市の具体的な取組を規定。

(5) 第4章 障がい者虐待（第36条—第46条）

虐待通報から虐待を受けた障がい者及び養護者に対する支援までの虐待防止等に係る対応について、市の具体的な取組を規定。障害者福祉施設従事者等からの虐待及び利用者からの虐待に対する取組を規定。

(6) 第5章 虐待防止対策庁内連絡会（第47条）

児童、高齢者及び障がい者に係る虐待への対応を統一性及び実効性をもって推進するため、虐待防止対策庁内連絡会を設置し、虐待への取組や課題等についての情報交換、協議、検証及び改善を行うことを規定。

(7) 第6章 議会への報告 (第48条・第49条)

市長は、市内外を問わず、児童、高齢者及び障がい者の心身に著しく重大な被害を及ぼした虐待事案が発生したときは、調査研究し、議会に報告すること及び毎年度、本条例の目的の達成に向けて前年度に実施した取組の概要を議会に報告することを規定。議会は、市長の報告の評価及び検証をするため、その詳細の報告を求めることができることを規定。

3 高齢者虐待への対応について

高齢者虐待については、「養護者による高齢者虐待」と「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分け、それぞれの実務等について規定しております。

(1) 養護者による高齢者虐待

養護者による高齢者虐待について、通報等の受理から、コアメンバー会議、評価会議の開催など、虐待対応の手順について規定しています。

そのほか、市は、養護者による高齢者虐待を受け、又は受けるおそれのある高齢者の保護のために必要があると認める場合は、関係機関と連携し、必要な情報を収集し、必要な範囲内に限り共有することや、虐待を受けた高齢者に対する支援とともに、養護者に対しても必要な支援を行うことを規定しています。

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待について

養介護施設従事者等による高齢者虐待について、通報等の受理から、コアメンバー会議、評価会議の開催など、虐待対応の手順について規定しています。

また、市が指定する養介護施設又は養介護事業の事業所において、養介護施設従事者等による虐待が認められた場合には、市は法に基づく改善勧告等の権限を適切に行使すること、県が指定する養介護施設又は養介護事業の事業所において、養介護施設従事者等による虐待が認められた場合には、市は県に報告し、法に基づく改善勧告等の権限の適切な行使について協議することを規定しています。

野田市条例第34号

野田市虐待防止条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 児童虐待（第10条—第21条）

第3章 高齢者虐待

第1節 養護者による高齢者虐待（第22条—第30条）

第2節 養介護施設従事者等による高齢者虐待（第31条—第35条）

第4章 障がい者虐待（第36条—第46条）

第5章 虐待防止対策庁内連絡会（第47条）

第6章 議会への報告（第48条・第49条）

第7章 雑則（第50条・第51条）

附則

本市では、平成31年1月に発生した、あってはならない痛ましい児童虐待死亡事件を踏まえ、悲惨な事件の犠牲者を二度と出すことがないように、「直ちに実施できるものは、直ちに実施する」との方針に基づき、様々な取組を実施するとともに、児童及び家族にしっかりと接触し、向き合い、児童を守り通す組織とすることで、事件の再発防止に全力で取り組んできた。

しかし、本市における児童虐待はいまだ後を絶たず、全国的にも増加の一途をたどっている。さらに、高齢者及び障がい者に対する痛ましい虐待も後を絶たず、大きな社会問題となっている。

今もなお、虐待又は暴力に苦しみ、その痛みじっと耐え、助けを求めている被養護者等がいる一方、子育て、介護若しくは支援に悩み、又は疲れ、助けを求めている養護者等もいる。

助けを求めている方々に、手を差し伸べることができるのは私たち一人一人である。

私たちは、虐待を未然に防止するために、その背景にも目を向け、できる限

りの対策を推進することにより、家庭、施設等における虐待の芽を早期に摘み取るとともに、被養護者等の権利の侵害及び被害に対しては、その解決に全力を尽くす。

私たちは、「あなた的人格と人権を尊重する」・「あなたを守る」・「あなたの権利を守る」という強い覚悟を持って、虐待に陥る前段でのアウトリーチを含めた相談支援について、最大限の強化を図り、被養護者等はもとより、養護者、保護者、配偶者、妊産婦等に寄り添い、市、関係機関、養護者等、施設等関係者、関係団体及び地域社会が、「あらゆる虐待を起こさせない」・「虐待の加害者をつくらない」ため、その責務及び役割を果たし、連携し、市民の生命及び安全で安心な生活を守るとともに、事件後に高まった虐待防止に対する意識を風化させないために、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童、高齢者及び障がい者（以下「被養護者等」という。）に対する虐待の防止を図り、もって被養護者等の権利利益の擁護に資することにより、虐待のない社会を確立し、「夢のある住みよいまち」・「元気で明るい家庭を築けるまち」を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第2条に規定する児童をいう。
- (2) 高齢者 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）第2条第1項に規定する高齢者をいう。
- (3) 障がい者 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）第2条第1項に規定する障害者をいう。
- (4) 虐待 児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待（以下「児童虐待」という。）、高齢者虐待防止法第2条第3項に規定する高齢者虐待（以下「

高齢者虐待」という。)及び障害者虐待防止法第2条第2項に規定する障害者虐待(以下「障がい者虐待」という。)をいう。

- (5) 関係機関 関係行政機関、保健、福祉及び介護サービス実施機関、教育機関、医療関係機関その他虐待、暴力等の防止に係る機関をいう。
- (6) 養護者等 児童虐待防止法第2条に規定する保護者(以下「保護者」という。)、高齢者虐待防止法第2条第2項に規定する養護者(第3章において「養護者」という。)及び障害者虐待防止法第2条第3項に規定する養護者(第4章において「養護者」という。)をいう。
- (7) 施設等関係者 被養護者等が入所し、利用し、若しくはサービスの提供を受ける施設又は事業所の関係者をいう。
- (8) 関係団体 市内において被養護者等及び養護者等の支援を目的に活動を行う団体をいう。
- (9) 通告 児童虐待防止法第6条第1項の規定による通告をいう。
- (10) 児童相談所 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所をいう。
- (11) 児童委員 児童福祉法第16条第1項に規定する児童委員をいう。
- (12) 要保護児童 児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。
- (13) 要保護児童対策地域協議会 児童福祉法第25条の2第1項の規定により市が設置する要保護児童対策地域協議会をいう。
- (14) 子ども家庭総合支援拠点 児童福祉法第10条の2の規定により市が整備する拠点をいう。
- (15) 子育て世代包括支援センター 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項の規定により市が設置する母子健康包括支援センターをいう。
- (16) アウトリーチ 対象者からの働きかけを待つのではなく、積極的に対象者のいる場所に出向いて必要なサービス又は情報を届けるよう行動することをいう。
- (17) レスパイトケア 子育て又は介護を行う養護者等の精神的及び身体的負担を軽減する支援をいう。

- (18) 養護者による高齢者虐待 高齢者虐待防止法第2条第4項に規定する養護者による高齢者虐待をいう。
- (19) 高齢者なんでも相談室 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項又は第3項の規定により設置する地域包括支援センターをいう。
- (20) 民生委員 民生委員法（昭和23年法律第198号）に規定する民生委員をいう。
- (21) 養介護施設従事者等による高齢者虐待 高齢者虐待防止法第2条第5項に規定する養介護施設従事者等による高齢者虐待（同条第6項の規定の適用を受けるものを含む。）をいう。
- (22) 養介護施設 高齢者虐待防止法第2条第5項第1号に規定する養介護施設をいう。
- (23) 養介護事業 高齢者虐待防止法第2条第5項第2号に規定する養介護事業をいう。
- (24) 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待 障害者虐待防止法第2条第7項に規定する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待をいう。
- (25) 使用者による障がい者虐待 障害者虐待防止法第2条第8項に規定する使用者による障害者虐待をいう。
- (26) 障がい者基幹相談支援センター 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条の2第2項又は第4項の規定により設置する基幹相談支援センターをいう。
- (27) 中核地域生活支援センター 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第108条に規定する都道府県地域福祉支援計画である千葉県地域福祉支援計画に千葉県独自事業として位置付けられている施設をいう。
- (28) 自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会 障害者総合支援法第89条の3第1項の規定及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定により市が設置する協議会をいう。

(基本理念)

第3条 虐待は、被養護者等の人権を著しく侵害し、心身の健康又は生命に深刻な影響を及ぼす行為であることから、何人も虐待をしてはならない。

2 虐待の予防その他の虐待の防止、虐待の早期発見並びに虐待を受けた被養護者等及びその養護者等に対する支援（以下「虐待の防止等」という。）に関する施策及び活動の推進は、生命及び尊厳を守ることを最優先に、被養護者等の人権及び利益が最大限に考慮されるとともに、養護者等の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

3 養護者等に対する支援は、それが虐待の予防に資するものであることに鑑み、虐待の加害者をつくらないためにも、養護者等による虐待のおそれなくなるまで切れ目なく行われなければならない。

4 市、関係機関、養護者等、施設等関係者、関係団体及び市民は、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的に、かつ、連携して、虐待のない社会を確立し、「夢のある住みよいまち」・「元気で明るい家庭を築けるまち」の実現に向けて取り組まなければならない。

5 全ての市民は、被養護者等の特性を理解し、相互に人格及び個性を尊重し、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に向けて取り組まなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、全ての被養護者等の生命及び人権を守るため、関係機関と密接に連携して、虐待の防止等に関する施策を総合的に推進しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、虐待を受けた被養護者等（虐待を受けたと思われる被養護者等を含む。）を発見し、又は虐待（そのおそれを含む。）に係る通告、通報若しくは届出を受けたときは、当該被養護者等の安全の確保及び生命を守ることを最優先に関係機関と連携し、迅速かつ適切な措置を講じなければならない。

3 市は、基本理念にのっとり、関係機関との相互連携、役割、対応方法等を明確にするため、市独自の虐待対応マニュアルを作成し、随時見直しを行わなければならない。

4 市は、関係団体に対し、虐待を受けた被養護者等及びその養護者等に対す

る支援に係る知識の提供その他の必要な支援を行うとともに、市民及び関係団体と連携し、養護者等が安心して子育て又は介護ができる社会を実現しなければならない。

(関係機関の責務)

第5条 関係機関は、基本理念にのっとり、市が実施する虐待の防止等に関する施策及び活動の推進に係る取組に協力するよう努めなければならない。

2 関係機関は、虐待の防止等の職務に携わる職員に対する段階に応じた研修の実施その他の当該職員の資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。

(養護者等の責務)

第6条 養護者等は、しつけ、教育、指導、支援、配慮等のいかなる理由にかかわらず、被養護者等に対し、虐待をしてはならない。

2 養護者等は、基本理念にのっとり、自らが被養護者等の安全の確保について重要な責任を有していることを認識し、市及び関係機関による支援を受けるなどして、その養護する被養護者等が安全に安心して暮らすことができるようにしなければならない。

3 保護者は、子育てに関する市又は関係機関による指導又は助言その他の支援を受けた場合には、必要な措置を講じなければならない。

(施設等関係者の責務)

第7条 施設等関係者は、しつけ、教育、指導、支援、配慮等のいかなる理由にかかわらず、被養護者等に対し、虐待をしてはならない。

2 施設等関係者は、基本理念にのっとり、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。

3 施設等関係者は、基本理念にのっとり、その職員が関与する虐待であっても、隠蔽することなく、速やかに、通告又は通報をしなければならない。

4 施設等関係者は、基本理念にのっとり、市が実施する虐待の防止等に関する施策及び活動の推進に係る取組に協力するよう努めなければならない。

5 施設等関係者は、虐待の防止等の職務に携わる職員に対する段階に応じた研修の実施その他の当該職員の資質の向上を図るため必要な措置を講じなければならない。

(関係団体の責務)

第8条 関係団体は、基本理念にのっとり、市が実施する虐待の防止等に関する施策及び活動の推進に係る取組に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第9条 市民は、基本理念にのっとり、基本理念についての理解を深め、市民、被養護者等及びその養護者等との交流が虐待の防止等において重要な役割を果たすことを認識し、虐待のない地域づくりのために積極的な役割を担うよう努めるとともに、市が実施する虐待の防止等に関する施策及び活動の推進に係る取組に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民は、虐待の防止等に関する活動を地域社会全体で取り組まなければならない課題として捉え、地域において相互に協力し、被養護者等がいる家庭が孤立することがないように当該家庭に積極的に関わるなど、虐待の防止等に努めるとともに、声かけ又は見守りを行うなど、地域において被養護者等が安心して生活することができるための環境づくりに努めるものとする。

第2章 児童虐待

(通告及び相談)

第10条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、躊躇なく、速やかに、市又は児童相談所に、自ら又は児童委員を介して通告しなければならない。

- 2 市は、365日24時間、通告又は児童からの虐待を受けた旨の相談（以下この章において「相談」という。）に対応するため、職員の緊急連絡体制を整備しなければならない。
- 3 市は、通告又は相談を受けるため、関係機関と連携し、体制の整備及び充実に努めるとともに、通告又は相談をしやすい環境づくりを行わなければならない。
- 4 通告又は相談を受けた者は、当該通告又は相談を行った者に対する不利益が生じないように、その情報の管理への特段の配慮その他の必要な措置を講じなければならない。
- 5 関係機関は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本市の区域を管轄する児童相談所に通告しなければならない。ただし、当該場合に該当するか

どうかの判断に迷ったときは、市又は本市の区域を管轄する児童相談所に通告しなければならない。

- (1) 明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、火傷等をいう。以下同じ。）があるなど、身体的虐待が疑われる場合
- (2) 生命又は身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄等をいう。以下同じ。）があると疑われる場合
- (3) 性的虐待が疑われる場合
- (4) 児童自身が保護又は救済を求めている場合
- (5) 不審な大声、怒鳴り声又は大きな物音により児童虐待が疑われる場合
（緊急受理会議）

第11条 市は、児童虐待（そのおそれを含む。）の通告又は相談を受けたときは、直ちに、緊急受理会議を開催し、組織としての方針及び具体的な対応を決定しなければならない。

- 2 緊急受理会議の構成員は、児童虐待に関する事務を所管する課（以下この章において「担当課」という。）の課長、課長補佐、係長及び担当ケースワーカーとする。
- 3 緊急受理会議は、担当課の課長が招集し、主宰する。
- 4 担当課の課長は、著しい傷害を伴う児童虐待が疑われる場合又は児童の安全の確保に緊急を要する場合には、直ちに、担当課を所管する部長（以下この章において「担当部長」という。）に会議への参加又は助言を求めるとともに、警察署に対し、警察職員の会議への参加及び今後の支援について依頼しなければならない。

（安全の確認）

第12条 市は、前条第1項の規定による緊急受理会議を終えたときは、直ちに、児童の所属する学校等へ出向き、当該児童の安全の確認（児童虐待防止法第8条第1項に規定する安全の確認をいう。）（以下この条及び次条において「安全の確認」という。）を実施しなければならない。この場合において、児童との面会を実施するときは、当該児童が安心して会話をすることができるよう、日頃から信頼している教員等を同席させるなど、その環境に配慮しなければならない。

- 2 安全の確認は、原則として通告又は相談を受けた日中にしなければならない。ただし、やむを得ない事由により同日中に安全の確認ができない場合は、午前、午後等、時間帯を変えて家庭訪問をするなど、安全の確認を継続し、当該通告又は相談を受けた時から48時間を経過するまでに安全の確認ができるようにしなければならない。
- 3 保護者その他の当該児童の関係者は、安全の確認に協力しなければならない。
- 4 市は、前項の規定による協力において、長期間の旅行、帰省等の理由により安全の確認ができない旨の報告を受けたときは、帰省先等の市区町村に対し、安全の確認を依頼しなければならない。

(送致及び援助の求め)

第13条 市は、安全の確認において次の各号のいずれかに該当する場合には、当該児童について、児童相談所に送致し、又は援助を求めなければならない。

- (1) 複数回の家庭訪問をしたにもかかわらず、当該通告又は相談を受けた時から48時間を経過するまでに、市及び関係機関において目視により当該児童を確認することができない場合
 - (2) 目視による当該児童の確認において、当該児童が泣いている、隠し事をしているような表情をしている等、児童虐待を秘匿するような徴候を観察した場合
 - (3) 性的虐待が疑われる場合
 - (4) 児童自身が保護又は救済を求めている場合
- 2 市は、安全の確認において次の各号のいずれかに該当する場合には、警察署、消防署等に通報し、援助を求めなければならない。
- (1) 家庭訪問をした際に、家の中から児童虐待を連想させるような怒鳴り声又は児童の泣き声が聞こえるにもかかわらず、当該児童又はその保護者に会えない場合
 - (2) 目視により当該児童に児童虐待が疑われる複数の又は著しい傷若しくは傷跡又は火傷若しくは火傷跡を発見した場合
 - (3) 目視により当該児童に生命又は身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる場合

(情報の共有)

第14条 市は、児童虐待を受け、又は受けるおそれのある児童（以下この条において「支援対象児童」という。）の保護及び自立の支援のために必要があると認める場合には、関係機関と連携し、支援対象児童、その保護者、同居人その他の支援対象児童の関係者の氏名、住所、心身の状況その他の支援対象児童の保護及び自立の支援のために必要な情報を遅滞なく収集し、その業務の遂行に必要な範囲内に限り共有しなければならない。ただし、当該情報を共有することによって、当該情報に係る支援対象児童、その保護者、同居人その他の支援対象児童の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

2 市は、支援対象児童が市外に転出し、又は転出を予定する場合には、支援対象児童に対する支援が途切れることのないよう転出先の市区町村に必要な情報を提供しなければならない。

3 市は、支援対象児童が市内に転入し、又は転入を予定する場合には、支援対象児童に対する支援が途切れることのないよう転出元の市区町村に必要な情報の提供を求めなければならない。

4 担当課の課長は、児童虐待事案の担当ケースワーカーに変更があった場合には、担当課の係長を含めて当該児童虐待事案の情報の引継ぎをさせ、その旨の報告を受けなければならない。

(実務者会議)

第15条 市は、要保護児童に係る関係機関相互の連携強化を図るとともに、主担当及び関係機関の役割分担の明確化のほか、市が通告を受けた全ての児童虐待事案について、関係機関と情報を共有し、連携して活動するための調整をし、及び次条第1項に規定する個別支援会議の開催の必要性を議論するため、毎月、実務者会議を開催しなければならない。

2 実務者会議の構成員は、要保護児童対策地域協議会の実務者とする。

3 実務者会議は、担当部長が招集し、主宰する。

4 前3項に定めるもののほか、実務者会議に関し必要な事項は、別に定める。

(個別支援会議)

第16条 市は、個別事案に関する情報の共有並びに支援方針及び関係機関の

役割分担の明確化を図るため、個別事案について次の各号のいずれかに該当する場合には、個別支援会議を開催しなければならない。この場合において、児童が入院中である場合など、早急に情報の共有並びに支援方針及び関係機関の役割分担の明確化を図る必要があるときは、直ちに、個別支援会議を開催しなければならない。

- (1) 前条第1項に規定する実務者会議が必要と判断した場合
 - (2) 児童相談所が必要と判断した場合
 - (3) 関係機関が必要と判断した場合
 - (4) 一時保護（児童福祉法第33条第1項に規定する一時保護をいう。以下この号において同じ。）が行われた場合にあっては、当該一時保護が解除される前に該当する場合
 - (5) 児童福祉法第27条第1項第3号の措置により施設に入所した児童が家庭に復帰する前に該当する場合
 - (6) 児童相談所から市への送致を検討している場合
 - (7) 児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による市への指導委託の前に該当する場合
 - (8) 本市を管轄する児童相談所主担当事案で当該児童相談所の管轄内の本市以外の市から本市に転入した場合
 - (9) 要保護児童対策地域協議会における事案の終了に当たり、検討が必要と判断した場合
 - (10) 転出入事案（第8号に規定する場合を除く。）に該当する場合
- 2 個別支援会議は、担当課の課長が当該事案の支援に必要な関係者を招集し、主宰する。
- 3 前2項に定めるもののほか、個別支援会議に関し必要な事項は、別に定める。

（児童虐待を受けた児童に対する支援）

第17条 市は、児童虐待を受けた児童に対し、地域において健やかな成長が図られ、及び自立した生活を円滑に営むことができるよう、関係機関と連携し、相談、指導、助言その他の必要な支援を適切に行わなければならない。

2 市は、前項の規定による支援を行うに当たっては、児童の年齢、心身及び

生活の状況その他の事情に配慮しつつ、児童の意思を尊重しなければならないとともに、児童虐待及び児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（児童虐待防止法第2条第4号に規定する配偶者に対する暴力をいう。以下この項において同じ。）が相互に関連して行われていることが多い現状を踏まえ、当該児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力への対応と一体的に行わなければならない。

（保護者に対する支援）

第18条 市は、保護者の負担軽減を図るため、関係機関と連携し、情報の共有、アウトリーチを含む相談の実施その他の必要な支援を適切に行うとともに、子育て短期支援事業その他のレスパイトケアに努め、保護者が安心して子育てができる環境の整備に努めなければならない。

2 市は、関係機関と連携し、児童虐待を受けた児童の保護者に対し、必要な指導及び支援その他の必要な措置を講ずることにより、児童虐待の再発防止に努めなければならない。

（妊娠期からの支援）

第19条 市は、子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターを活用し、妊娠期から切れ目のない支援を行わなければならない。

2 妊産婦の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び同居人は、当該妊産婦が安心して生活をするように、その身体的及び精神的な負担の軽減その他の配慮をしなければならない。

（乳児家庭全戸訪問事業等の活用）

第20条 市は、次に掲げる事業のいずれかにおいて家庭等の状況を把握することができない場合は、児童虐待を未然に防止するため、当該家庭の情報を庁内関係部署においてその業務の遂行に必要な範囲内に限り共有するよう努めなければならない。ただし、当該情報を共有することによって、当該情報に係る関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 児童福祉法第6条の3第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業

(2) 児童福祉法第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業

- (3) 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業
- (4) 母子保健法第11条に規定する新生児の訪問指導
- (5) 母子保健法第12条第1項及び第13条第1項に規定する健康診査
(児童虐待防止推進月間)

第21条 市は、児童虐待から児童を守ることの重要性について市民等の関心を喚起し、理解を促すとともに、児童虐待のない社会の確立を図るため、毎年11月を児童虐待防止推進月間とし、関係機関と連携して、必要な広報及び啓発を実施しなければならない。

2 市は、前項の児童虐待防止推進月間において、加害者をつくらないことを目的にした市民向けの研修、講演その他の児童虐待の予防的措置を実施しなければならない。

第3章 高齢者虐待

第1節 養護者による高齢者虐待

(通報等)

第22条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、躊躇なく、速やかに、市又は高齢者なんでも相談室に通報しなければならない。

2 市は、365日24時間、養護者による高齢者虐待（そのおそれを含む。）に係る通報、届出又は相談（以下この節において「通報等」という。）に対応するため、職員の緊急連絡体制を整備しなければならない。

3 市は、通報等を受けるため、関係機関と連携し、体制の整備及び充実に努めるとともに、通報等をしやすい環境づくりを行わなければならない。

4 通報等を受けた者は、当該通報等を行った者に対する不利益が生じないよう、その情報の管理への特段の配慮その他の必要な措置を講じなければならない。

5 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、警察署及び市に通報しなければならない。

- (1) 明らかな外傷があるなど、身体的虐待が疑われる場合
- (2) 生命又は身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる場合

- (3) 性的虐待が疑われる場合
 - (4) 高齢者自身が保護又は救済を求めている場合
 - (5) 不審な大声、怒鳴り声又は大きな物音により養護者による高齢者虐待が疑われる場合
- (コアメンバー会議)

第23条 市は、通報等を受けたときは、直ちに、養護者による高齢者虐待の疑いがあるかどうか及び緊急対応が必要な場合かどうかを判断するため、コアメンバー会議を開催し、通報等の内容を詳細に検討し、初期対応の方針を決定しなければならない。

2 コアメンバー会議の構成員は、高齢者虐待に関する事務を所管する課（以下この章において「担当課」という。）の課長及び担当者、高齢者なんでも相談室の担当者並びに当該高齢者の関係者とする。

3 コアメンバー会議は、担当課の課長が招集し、主宰する。

4 担当課の課長は、著しい傷害を伴う養護者による高齢者虐待が疑われる場合又は高齢者の安全の確保に緊急を要する場合には、直ちに、担当課を所管する部長（以下この章において「担当部長」という。）に会議への参加又は助言を求めなければならない。

(安全及び事実の確認)

第24条 市は、前条第1項の規定によるコアメンバー会議を終えたときは、直ちに、訪問調査を実施し、当該高齢者の安全の確認（以下この条及び第26条において「安全の確認」という。）及び通報等に係る事実の確認を行わなければならない。

2 安全の確認は、原則として通報等を受けた日中にしなければならない。ただし、やむを得ない事由により同日中に安全の確認ができない場合は、午前、午後等、時間帯を変えて訪問をするなど、安全の確認を継続し、当該通報等を受けた時から48時間を経過するまでに安全の確認ができるようにしなければならない。

3 養護者その他の当該高齢者の関係者は、安全の確認に協力しなければならない。

4 市は、前項の規定による協力において、長期間の旅行、帰省等の理由によ

り安全の確認ができない旨の報告を受けたときは、帰省先等の市区町村に対し、安全の確認を依頼しなければならない。

5 市は、安全の確認において次の各号のいずれかに該当する場合には、警察署、消防署等に通報し、援助を求めなければならない。

(1) 家庭訪問をした際に、家の中から養護者による高齢者虐待を連想させるような怒鳴り声又は高齢者の苦痛を連想させるような声が聞こえるにもかかわらず、当該高齢者又はその養護者に会えない場合

(2) 目視により当該高齢者に養護者による高齢者虐待が疑われる複数の又は著しい傷若しくは傷跡又は火傷若しくは火傷跡を発見した場合

(3) 目視により当該高齢者に生命又は身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる場合

(対応方針の決定)

第25条 市は、前条第1項の規定による通報等に係る事実の確認を終えたときは、養護者による高齢者虐待の有無及び緊急性について判断し、対応方針を決定する。

(立入調査)

第26条 市は、養護者その他の当該高齢者の関係者による協力が得られない等により安全の確認ができない場合は、直ちに、高齢者虐待防止法第11条第1項の規定による立入調査を実施する。

(評価会議)

第27条 市は、個別事案に関する対応方針に基づき、当該高齢者の安全の確保がされたかどうかその他の当該対応方針に基づく措置の実施状況を評価するため、評価会議を開催しなければならない。

2 評価会議の構成員は、担当部長、担当課の課長及び担当者、高齢者なんでも相談室の担当者並びに当該高齢者の関係者とする。

3 評価会議は、前項に規定する構成員1人以上からの開催の求めに応じ、担当部長が招集し、主宰する。

(情報の共有)

第28条 市は、養護者による高齢者虐待を受け、又は受けるおそれのある高齢者（以下この条において「支援対象高齢者」という。）の保護のために必

要があると認める場合には、関係機関と連携し、支援対象高齢者、その養護者、同居人その他の支援対象高齢者の関係者の氏名、住所、心身の状況その他の支援対象高齢者の保護のために必要な情報を遅滞なく収集し、その業務の遂行に必要な範囲内に限り共有しなければならない。ただし、当該情報を共有することによって、当該情報に係る支援対象高齢者、その養護者、同居人その他の支援対象高齢者の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 2 市は、支援対象高齢者の見守りを積極的に行っていく必要があることから、民生委員と連携し、支援対象高齢者の氏名、住所、心身の状況その他の支援対象高齢者の保護のために必要な情報をその業務の遂行に必要な範囲内に限り共有しなければならない。ただし、当該情報を共有することによって、当該情報に係る支援対象高齢者、支援対象高齢者の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 3 市は、支援対象高齢者が市外に転出し、又は転出を予定する場合には、支援対象高齢者に対する支援が途切れることのないよう転出先の市区町村に必要な情報を提供しなければならない。
- 4 市は、支援対象高齢者が市内に転入し、又は転入を予定する場合には、支援対象高齢者に対する支援が途切れることのないよう転出元の市区町村に必要な情報の提供を求めなければならない。
- 5 担当課の課長は、高齢者虐待事案の担当者に変更があった場合には、担当課の係長を含めて高齢者虐待事案の情報の引継ぎをさせ、その旨の報告を受けなければならない。

(高齢者虐待を受けた高齢者に対する支援)

第29条 市は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者に対し、地域において安心して生活を送れるよう、関係機関と連携し、介護保険法の規定に基づく給付、相談、指導、助言その他の必要な支援を適切に行わなければならない。

- 2 市は、前項の規定による支援を行うに当たっては、高齢者の心身及び生活の状況その他の事情に配慮しつつ、高齢者の意思を尊重しなければならない。

(養護者に対する支援)

第30条 市は、養護者による高齢者虐待を防止するため、必要な広報その他の啓発活動を行わなければならない。

2 市は、養護者の負担軽減を図るため、関係機関と連携し、情報の共有、アウトリーチを含む相談の実施その他の必要な支援を適切に行うとともに、短期入所生活介護その他のレスパイトケアに努め、養護者による高齢者虐待の再発防止に努めなければならない。

第2節 養介護施設従事者等による高齢者虐待

(通報等)

第31条 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者（高齢者虐待防止法第2条第6項の規定により高齢者とみなして同法の養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する障がい者を含む。以下この節において同じ。）を発見した者は、躊躇なく、速やかに、市に通報しなければならない。

2 市は、365日24時間、養介護施設従事者等による高齢者虐待（そのおそれを含む。）に係る通報、届出又は相談（以下この節において「通報等」という。）に対応するため、職員の緊急連絡体制を整備しなければならない。

3 市は、通報等を受けるため、関係機関と連携し、体制の整備及び充実に努めるとともに、通報等をしやすい環境づくりを行わなければならない。

4 通報等を受けた者は、当該通報等を行った者に対する不利益が生じないように、その情報の管理への特段の配慮その他の必要な措置を講じなければならない。

5 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、警察署及び市に通報しなければならない。

- (1) 明らかな外傷があるなど、身体的虐待が疑われる場合
- (2) 生命又は身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる場合
- (3) 性的虐待が疑われる場合
- (4) 高齢者自身が保護又は救済を求めている場合
- (5) 不審な大声、怒鳴り声又は大きな物音により養介護施設従事者等による高齢者虐待が疑われる場合

6 市は、養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報又は届出を受けたときは、高齢者虐待防止法第22条第1項の規定による千葉県への報告をしなければならない。

(コアメンバー会議)

第32条 市は、通報等を受けたときは、直ちに、養介護施設従事者等による高齢者虐待の疑いがあるかどうか及び緊急対応が必要な場合かどうかを判断するため、コアメンバー会議を開催し、通報等の内容を詳細に検討し、初期対応の方針を決定しなければならない。

2 コアメンバー会議の構成員は、担当課の課長及び担当者とする。

3 コアメンバー会議は、担当課の課長が招集し、主宰する。

4 担当課の課長は、著しい傷害を伴う養介護施設従事者等による高齢者虐待が疑われる場合又は高齢者の安全の確保に緊急を要する場合には、直ちに、担当部長に会議への参加又は助言を求めなければならない。

(安全及び事実の確認)

第33条 市は、前条第1項の規定によるコアメンバー会議を終えたときは、直ちに、訪問調査を実施し、当該高齢者の安全の確認及び通報等に係る事実の確認を行わなければならない。

(対応方針の決定等)

第34条 市は、前条の規定による通報等に係る事実の確認を終えたときは、養介護施設従事者等による高齢者虐待の有無及び緊急性について判断し、対応方針を決定する。

2 市は、市が指定する養介護施設又は養介護事業の事業所における養介護施設従事者等による高齢者虐待が認められた場合は、介護保険法の規定に基づく改善勧告、改善命令、指定の効力の全部又は一部の停止、指定の取消し等の権限を適切に行使する。

3 市は、千葉県が指定する養介護施設又は養介護事業の事業所における養介護施設従事者等による高齢者虐待が認められた場合は、直ちに、千葉県へ報告し、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び介護保険法の規定に基づく改善勧告、改善命令、指定の効力の全部又は一部の停止、指定の取消し等の権限の適切な行使について協議する。

(評価会議)

第35条 市は、養介護施設又は養介護事業の事業所における虐待防止の取組状況について評価するため、評価会議を開催しなければならない。

2 評価会議の構成員は、担当部長、担当課の課長及び担当者とする。

3 評価会議は、前項に規定する構成員1人以上からの開催の求めに応じ、担当部長が招集し、主宰する。

第4章 障がい者虐待

(通報等)

第36条 障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者は、躊躇なく、速やかに、市に通報しなければならない。

2 市は、365日24時間、障がい者虐待（そのおそれを含む。）に係る通報、届出又は相談（以下この章において「通報等」という。）に対応するため、職員の緊急連絡体制を整備しなければならない。

3 市は、通報等を受けるため、関係機関と連携し、体制の整備及び充実に努めるとともに、通報等をしやすい環境づくりを行わなければならない。

4 通報等を受けた者は、当該通報等を行った者に対する不利益が生じないよう、その情報の管理への特段の配慮その他の必要な措置を講じなければならない。

5 障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、警察署及び市に通報しなければならない。

(1) 明らかな外傷があるなど、身体的虐待が疑われる場合

(2) 生命又は身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる場合

(3) 性的虐待が疑われる場合

(4) 障がい者自身が保護又は救済を求めている場合

(5) 不審な大声、怒鳴り声又は大きな物音により障がい者虐待が疑われる場合

(コアメンバー会議)

第37条 市は、通報等を受けたときは、直ちに、障がい者虐待の疑いがあるかどうか及び緊急対応が必要な場合かどうかを判断するため、コアメンバー

会議を開催し、通報等の内容を詳細に検討し、初期対応の方針を決定しなければならない。

- 2 コアメンバー会議の構成員は、障がい者虐待に関する事務を所管する課（以下この章において「担当課」という。）の課長及び担当者、障がい者基幹相談支援センターの職員並びに当該障がい者の関係者とする。
- 3 コアメンバー会議は、担当課の課長が招集し、主宰する。
- 4 担当課の課長は、著しい傷害を伴う障がい者虐待が疑われる場合又は障がい者の安全の確保に緊急を要する場合には、直ちに、担当課を所管する部長（以下この章において「担当部長」という。）に会議への参加又は助言を求めなければならない。

（安全及び事実の確認）

第38条 市は、前条第1項の規定によるコアメンバー会議を終えたときは、直ちに、訪問調査を実施し、当該障がい者の安全の確認（以下この条及び次条において「安全の確認」という。）及び通報等に係る事実の確認を行わなければならない。

- 2 安全の確認は、原則として通報等を受けた日中にしなければならない。ただし、やむを得ない事由により同日中に安全の確認ができない場合は、午前、午後等、時間帯を変えて訪問をするなど、安全の確認を継続し、当該通報等を受けた時から48時間を経過するまでに安全の確認ができるようにしなければならない。
- 3 養護者その他の当該障がい者の関係者は、安全の確認に協力しなければならない。
- 4 市は、前項の規定による協力において、長期間の旅行、帰省等の理由により安全の確認ができない旨の報告を受けたときは、帰省先等の市区町村に対し、安全の確認を依頼しなければならない。
- 5 市は、安全の確認において次の各号のいずれかに該当する場合には、警察署、消防署等に通報し、援助を求めなければならない。
 - (1) 訪問をした際に、家その他訪問先の中から障がい者虐待を連想させるような怒鳴り声又は障がい者の苦痛を連想させるような声が聞こえるにもかかわらず、当該障がい者又はその養護者に会えない場合

(2) 目視により当該障がい者に障がい者虐待が疑われる複数の又は著しい傷若しくは傷跡又は火傷若しくは火傷跡を発見した場合

(3) 目視により当該障がい者に生命又は身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる場合

(立入調査)

第39条 市は、養護者その他の当該障がい者の関係者による協力が得られない等により安全の確認ができない場合は、直ちに、障害者虐待防止法第11条第1項の規定による立入調査を実施する。

(虐待対応ケース会議)

第40条 市は、個別事案に関する情報の共有並びに支援方針及び関係機関の役割分担の明確化を図るため、虐待対応ケース会議を開催しなければならない。

2 虐待対応ケース会議の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 千葉県野田健康福祉センターを代表する者
- (2) 千葉県野田警察署を代表する者
- (3) 一般社団法人野田市医師会を代表する者
- (4) 一般社団法人野田市歯科医師会を代表する者
- (5) 社会福祉法人野田市社会福祉協議会を代表する者
- (6) 中核地域生活支援センターを代表する者
- (7) 自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会を代表する者
- (8) 担当部長
- (9) 市職員（前号に掲げる者を除く。）
- (10) その他当該障がい者の関係者

3 虐待対応ケース会議は、前項各号に掲げる者1人以上からの開催の求めに応じ、担当部長が招集し、主宰する。

(評価会議)

第41条 市は、障がい者虐待に係る関係機関相互の連携強化を図るとともに、主担当及び関係機関の役割分担の明確化のほか、個別事案に関する支援方針に基づき、当該障がい者の安全の確保がされたかどうかその他の当該支援方針に基づく措置の実施状況を評価し、及び個別事案の終結の判断に資するた

- め、評価会議を開催しなければならない。
- 2 評価会議の構成員は、担当部長、担当課の課長及び障がい者虐待に係る関係機関の実務者とする。
 - 3 評価会議は、前項に規定する構成員1人以上からの開催の求めに応じ、担当部長が招集し、主宰する。
 - 4 担当部長は、必要があると認めるときは、個別事案の関係者の出席を求めることができる。
 - 5 市は、個別事案について、評価会議の意見を踏まえ、障がい者虐待が解消され、及び障がい者虐待の発生要因が除去されたことにより障がい者虐待が発生しないと判断したときは、その終結を決定する。

(情報の共有)

第42条 市は、障がい者虐待を受け、又は受けるおそれのある障がい者（以下この条において「支援対象障がい者」という。）の保護及び自立の支援のために必要があると認める場合には、関係機関と連携し、支援対象障がい者、その養護者、同居人その他の支援対象障がい者の関係者の氏名、住所、心身の状況その他の支援対象障がい者の保護及び自立の支援のために必要な情報を遅滞なく収集し、その業務の遂行に必要な範囲内に限り共有しなければならない。ただし、当該情報を共有することによって、当該情報に係る支援対象障がい者、その養護者、同居人その他の支援対象障がい者の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 2 市は、支援対象障がい者の見守りを積極的に行っていく必要があることから、民生委員と連携し、支援対象障がい者の氏名、住所、心身の状況その他の支援対象障がい者の保護及び自立の支援のために必要な情報をその業務の遂行に必要な範囲内に限って共有しなければならない。ただし、当該情報を共有することによって、当該情報に係る支援対象障がい者、支援対象障がい者の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 3 市は、支援対象障がい者が市外に転出し、又は転出を予定する場合には、支援対象障がい者に対する支援が途切れることのないよう転出先の市区町村

に必要な情報を提供しなければならない。

4 市は、支援対象障がい者が市内に転入し、又は転入を予定する場合には、支援対象障がい者に対する支援が途切れることのないよう転出元の市区町村に必要な情報の提供を求めなければならない。

5 担当課の課長は、障がい者虐待事案の担当者に変更があった場合には、担当課の係長を含めて障がい者虐待事案の情報の引継ぎをさせ、その旨の報告を受けなければならない。

(障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待)

第43条 市は、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待が認められた場合は、直ちに、都道府県に報告し、社会福祉法、障害者総合支援法その他関係法律の規定に基づく報告徴収、許可の取消し、措置命令、指定の取消し等の権限の行使について、当該都道府県と連携しながら適切に行使する。

2 市は、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待が認められた障がい者が、本市以外の市区町村が援護する障がい者であった場合は、直ちに、当該市区町村に引き継ぎ、当該市区町村の方針又は依頼に従い協力する。

(使用者による障がい者虐待)

第44条 市は、使用者による障がい者虐待が認められた場合は、直ちに、都道府県へ通知し、当該都道府県と連携を図る。

(障がい者虐待を受けた障がい者に対する支援)

第45条 市は、障がい者虐待を受けた障がい者に対し、地域において安心して生活が送れるよう、関係機関と連携し、障害者総合支援法の規定に基づく給付、相談、指導、助言その他の必要な支援を適切に行わなければならない。

2 市は、前項の規定による支援を行うに当たっては、障がい者の障がい特性、心身及び生活の状況その他の事情に配慮しつつ、障がい者の意思を尊重しなければならない。

(養護者に対する支援)

第46条 市は、養護者による障がい者虐待を防止するため、必要な広報その他の啓発活動を行わなければならない。

2 市は、養護者の負担軽減を図るため、関係機関と連携し、情報の共有、アウトリーチを含む相談の実施その他の必要な支援を適切に行うとともに、短

期入所、日中一時支援その他のレスパイトケアに努め、養護者による障がい者虐待の再発防止に努めなければならない。

第5章 虐待防止対策庁内連絡会

(虐待防止対策庁内連絡会)

第47条 市は、統一性及び実効性をもって、市が実施する虐待の防止等に関する施策及び活動を推進するため、虐待防止対策庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

2 連絡会は、次の各号に掲げる事項についての情報交換、協議、検証及び改善を行う。

- (1) この条例に基づく虐待の防止等に関する施策及び活動に関すること。
- (2) 市内で発生した虐待事例に関すること。
- (3) 日常的な虐待対応の動き方、流れ及び連携に関すること。
- (4) 虐待に関する職員の意識に関すること。
- (5) 虐待に関する課題の解決その他の市が実施する虐待の防止等に関する施策及び活動の推進に関すること。

3 連絡会は、毎年度、5月及び11月に開催する。ただし、必要があると認めるときは、臨時に開催することができる。

4 前3項に定めるもののほか、連絡会に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 議会への報告

(虐待事案の調査研究及び報告)

第48条 市長は、市内外を問わず、被養護者等の心身に著しく重大な被害を及ぼした虐待事案が発生したときは、調査研究し、議会に報告する。

(毎年度の報告及び報告の求め)

第49条 市長は、毎年度、第1条に規定する目的の達成に向けて前年度に実施した取組の概要を議会に報告するものとする。

2 議会は、市長が第1条に規定する目的の達成に向けて前年度に実施した取組の評価及び検証のために必要があると認めるときは、市長に対し、その取組の詳細の報告を求めることができる。

第7章 雑則

(虐待対応マニュアルの非公開)

第50条 第4条第3項の規定により作成する虐待対応マニュアルは、公開しない。

(委任)

第51条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。